

令和6年度第一四半期 大分DC臼杵バス旅行誘致キャンペーン 旅行事業者用マニュアル

申請期間

2024年1月31日（水）まで ※消印有効

最大支援額通知

2024年2月22日（木）までにご連絡

旅行実施期間

2024年4月1日（月）～2024年6月30日（日）まで
※2024年6月30日（日）までにお食事をする旅行

1. はじめに

旅行会社のみなさまにおかれましては、平素より臼杵市観光に多大なるご支援を賜り心より御礼申し上げます。

臼杵市は2021年11月8日ユネスコが管轄する「ユネスコ創造都市ネットワーク」に「食文化分野」で新規加盟することができました。

本市では臼杵市外の方々を対象として、「ユネスコ食文化創造都市臼杵」の食を堪能していただき、中世の街並みが残る情緒あふれる城下町をたくさんのお客様に堪能いただくため、令和6年度第一四半期（4～6月）福岡・大分ディステーションキャンペーン期間中に、貸切バスを利用した10名以上の団体旅行に対して支援金（お一人1000円）をお渡しする「令和6年度第一四半期大分D.C.臼杵市バス旅行誘致キャンペーン」を開催します。旅行会社のみなさまのご参画とご販売をなにとぞよろしくお願い申し上げます。

「令和6年度第一四半期大分D.C.臼杵市バス旅行誘致キャンペーン」の取扱については、本マニュアルにてご説明いたします。

各自ご確認の上、間違いのない取扱をお願いいたします。あわせて、ご提出いただきました意向確認書に記載のある事項につきましても遵守いただきますようお願い申し上げます。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、事務局まで問い合わせください。

※対象旅行社：第1種、第2種、第3種の旅行業登録をしている臼杵市外の旅行会社さま

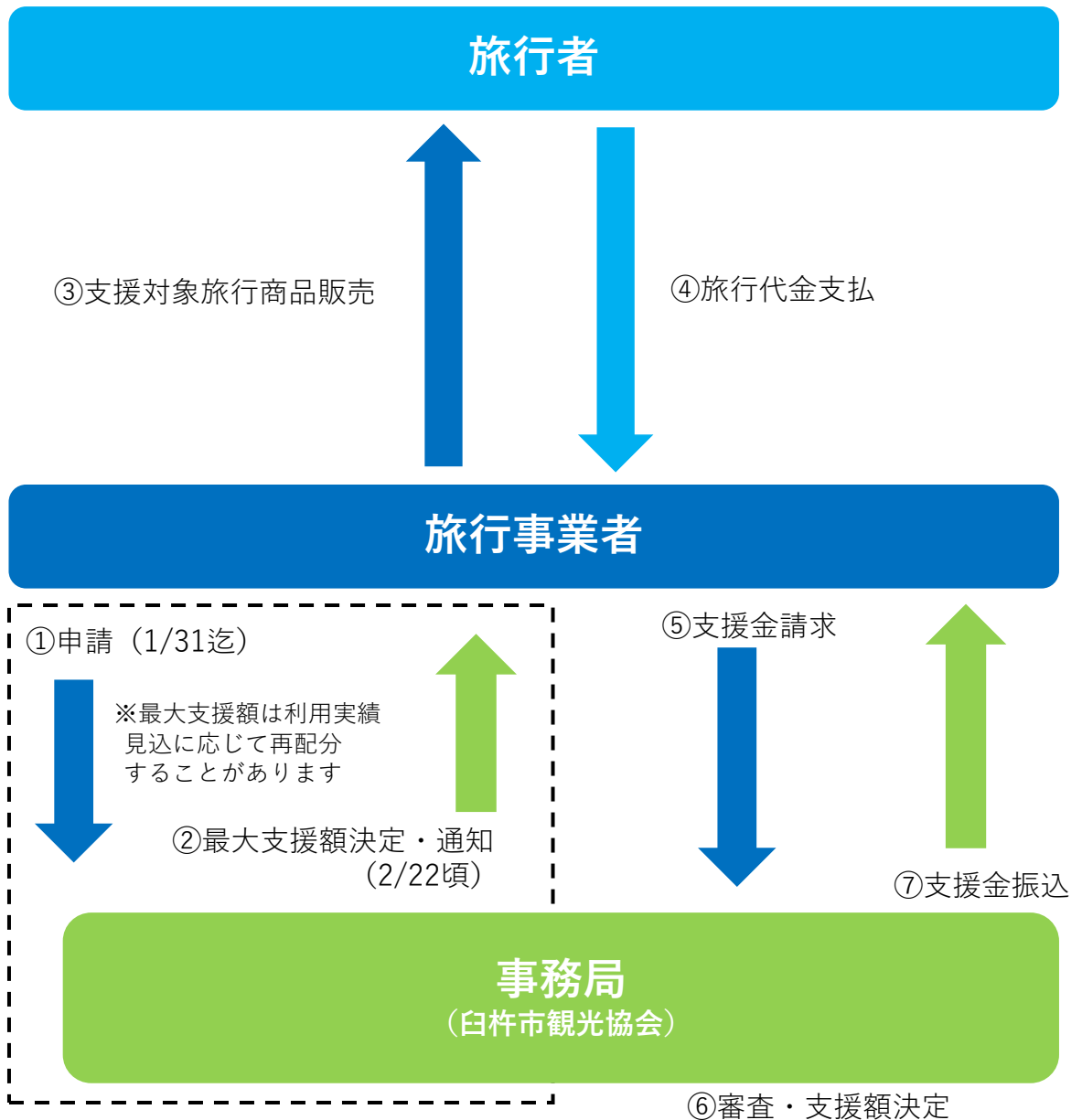
※利用対象：臼杵市外の方を中心としますが参加者の居住地確認の必要はありません。

一般社団法人 臼杵市観光協会

2. 旅行商品助成の概要

正式名称	(仮称) 令和6年度第1四半期臼杵市団体旅行誘致キャンペーン
販売場所	本キャンペーン参画旅行会社
購入対象	臼杵市外のお客様を対象としますが参加者の居住地確認の必要はありません
助成対象	<p>① 1催行10名以上の団体で下記助成条件のア～オを満たすツアーに対し1名あたり@1000円、ア～カの条件を満たすツアーに対して1名あたり@2,000円の助成金を支払います。</p> <p>② 各社「販売計画書(様式5)」に記入し、令和6年1月31日(水)までに(一社)臼杵市観光協会宛てにメールで送信ください</p> <p>③ 最大支援金額を各社宛てに令和6年2月22日(木)までに内示します</p> <p>④ 内示額を超過した支援金の支払いは行いません</p> <p>⑤ 支援金請求方については後述いたします。</p>
支援対象商品	<p>①募集型企画旅行商品(日帰り旅行含む)</p> <p>②受注型企画旅行商品(日帰り旅行含む)</p>
旅行実施期間	① 2024年4月1日(月)～2024年6月30日(日)
助成条件	<p>ア 臼杵市内で1回以上のお食事(@1500円以上)をする旅行</p> <p>イ 旅行出発は臼杵市外からとし、往復とも貸切バスを利用すること</p> <p>ウ 国宝臼杵石仏または市内の有料観光施設(野上記念館、下屋敷、吉丸一昌記念館、歴史資料館、風連鍾乳洞</p> <p>等)のうち1か所以上の見学を行程に含む旅行</p> <p>エ 二王座歴史の道や八町大路の街並み散策を行程に含む旅行</p> <p>オ 利用者全員に参加者アンケート協力を案内すること (アンケートURLは後日お送りします。)</p> <p>カ 臼杵市内の宿泊施設に宿泊する旅行(1泊分のみ対象)</p>
利用制限	①大分県が行う他の助成制度との併用は妨げません
その他	本キャンペーンを通じて臼杵市の観光振興にご協力をお願いいたします

3. 全体フロー



- ① 応募申請
- ② 最大支援総額決定・確定通知
- ③ 支援対象旅行商品販売
- ④ 旅行代金支払
- ⑤ 支援金請求
- ⑥ 審査・支援額決定
- ⑦ 支援金振込

4. 応募申請

I 応募対象旅行商品

- ①募集型企画旅行商品（日帰り旅行含む）
- ②受注型企画旅行商品（日帰り旅行含む）

II 応募申請時に必要な書類

以下の書類に必要な事項をすべて記入の上、申請して下さい。

- ①様式1 意向確認書
- ②様式2 誓約書
- ③様式3 事業所基本情報台帳
- ④様式4 旅行業登録票添付台紙
- ⑤様式5 販売計画書

III 応募申請書の提出方法と提出先

【応募申請書の提出方法】

- ・必要書類を下記宛先までお送り下さい。
 - ※レターパック等、発送記録が確認できるものでお送りください
 - ※販売計画書（様式5）については1/31(水)までにメールでも送信ください。
- ・送付にかかる費用は各旅行事業者にてご負担ください。
- ・送付された書面に不備があった場合はご連絡致します。
- ・受付は**2024年1月31日（水）**消印有効とします。

【応募申請書の提出先】

一般社団法人 臼杵市観光協会

住所：〒875-0041 大分県臼杵市大字臼杵100-2

電話番号：0972-64-7130（受付時間 平日 9:00～17:00）

メール : info@usuki-kanko.com

5. 最大支援額決定・通知

I 最大支援額決定

- ・申請内容に基づいて協議・審査を行い、最大支援額を決定します
- ・申請内容に不備があった場合等、確認のため連絡を行う場合があります

II 最大支援額通知

- ・2月22日までに各社へ連絡いたします（郵送）
- ・内示された最大支援額の範囲内で旅行商品の企画・販売を行ってください
内示額を超過した場合、その分の支援は行いませんのでご注意ください
- ・大分県が行う他の助成制度（県民割等）との併用は妨げません
- ・白杵市が行う団体旅行誘致促進事業（実施未定）との併用は不可となります。

6. 支援対象旅行商品販売

I 対象商品

- ①募集型企画旅行商品（日帰り旅行含む）
- ②受注型企画旅行商品（日帰り旅行含む）

II 対象商品の注意事項

①P3の「2.旅行商品支援の概要」を十分ご確認の上、旅行商品の企画・販売を行ってください。条件を満たさない旅行は支援の対象外となります

②日帰り旅行の定義は、以下の通りとします

同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含み、かつ運送・宿泊以外の旅行サービスを含んだ旅行商品

III 販売時の注意事項

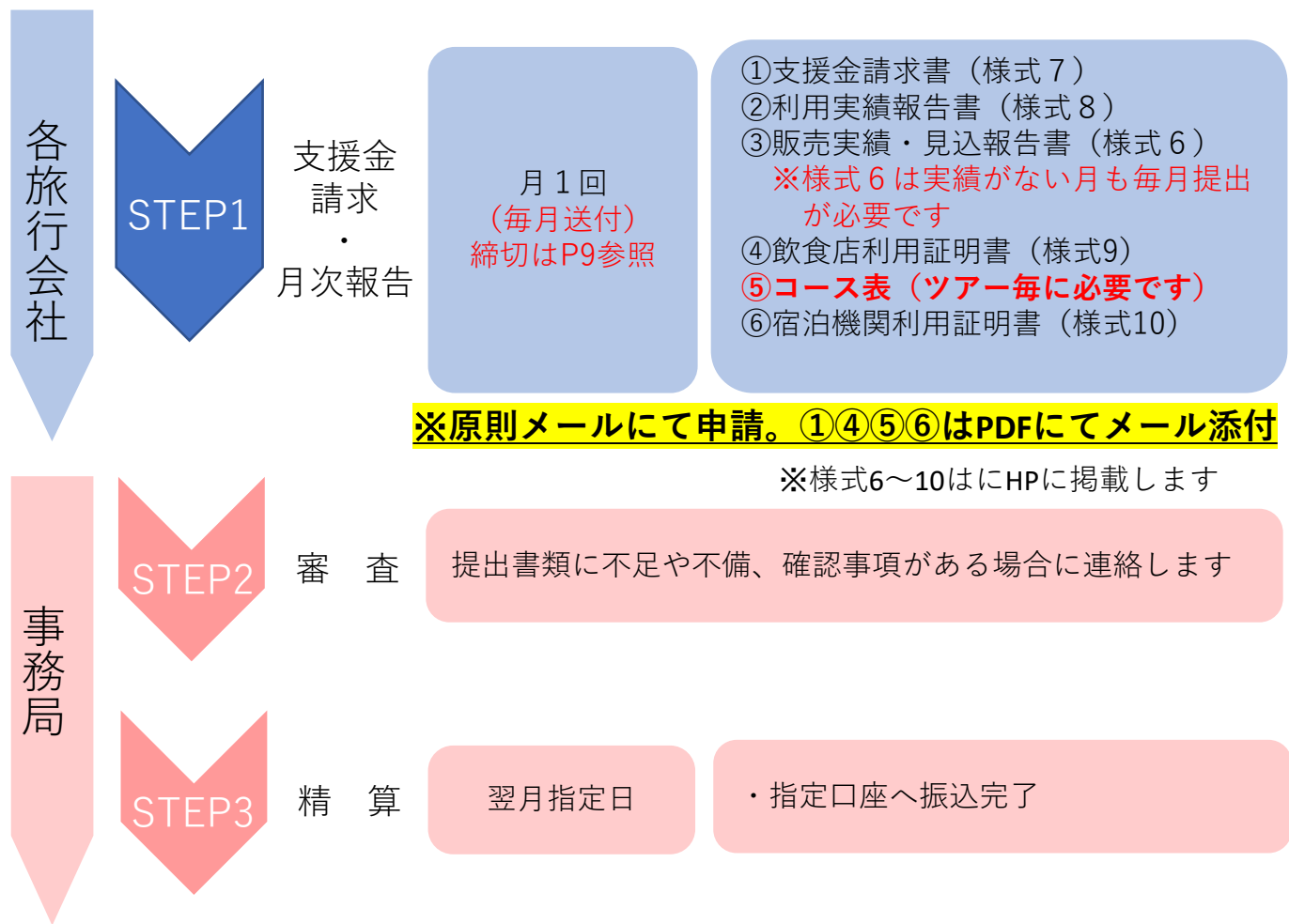
- ①本キャンペーン事務局が通知する内示額の範囲内で旅行商品の販売を行ってください。内示額を超過して販売した場合、その分の支援は行いません。
- ②旅行商品割引の取扱に関し、旅行者とトラブルにならないよう努めて下さい。
- ③臼杵市内の飲食店、宿泊機関との間でのトラブルが発生しないよう十分留意して下さい。
- ④旅行商品支援は、利用対象となる臼杵市外の方を中心としますが、参加者の居住地確認は求めません。

7. 支援金請求・月次報告

I 支援金請求の概要

- ①方法：指定する申請様式を使用して下さい。
- ②回数：毎月1回とします。**※実績がない場合でも毎月報告をお願いします**
また支援金請求と分けて、販売見込報告もお願いいたします。
- ③支払：事業者が指定する金融機関へ振込いたします(振込に係る費用は事務局側で負担)。
- ④期限：最終の支援金請求は**2024年7月26日(金) 必着**です。

II 請求の流れ



**請求関係書類が不足あるいは不備の場合、支援金のお支払いはできません。
P3「2.旅行商品支援の概要」の利用条件を全て満たしていない旅行への支援は一切できません。**

7. 支援金請求・月次報告

III 請求・精算スケジュール

精算スケジュールは以下の予定となっております。

※毎月の利用実績報告も同時にお願いします

※書類到着およびチェックの状況により、精算スケジュールがずれる場合がございます。

	請求・見込書類到着期限（必着日）		支払予定日	
	日付	曜日	日付	曜日
1	5月24日	金	6月28日	金
2	6月28日	金	7月26日	金
3	7月26日	金	8月23日	金

< 注意点 >

・支援金請求書（様式5）、及び利用実績報告書（様式6）は、事業者登録を行った事業者単位で作成してください。消せるボールペンは使用禁止です。

また、手書き修正の場合は、必ず訂正印を押印してください。（修正テープや修正液での修正は不可）

・事務局は請求書到着日を基準に月1回の締め日を設け、あらかじめ指定された銀行口座へ振り込みにてお支払いします。振込手数料は事務局にて負担します。

・送付された書類に不備がある場合にはご連絡します。不備書類提出のタイミング次第では、所定のスケジュール通りのお支払いが難しい場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・なお、支援額増減の再配分を予定しておりますので、実績がなかった場合でも毎月報告を行ってください。

・申請書類の最終到着期限は **2024年7月26日（金）事務局必着** です。それ以降のご請求はお受けできませんので、ご注意ください。

7. 支援金請求・月次報告

IV 支援金請求時に必要な書類

販売区分ごとに必要書類が異なります。

【共通して必要な書類】 + 【旅行形態に応じて必要な書類】

【共通して必要な書類】

- ・販売実績・見込報告書（様式6）
- ・支援金請求書（様式7）
- ・利用実績報告書（様式8） ※データでの送信もお願いします。
- ・飲食店利用証明書（様式9）
- ・宿泊機関利用証明書（様式10）※臼杵市内宿泊のツアーのみ
- ・コース表（ツアー毎に必要です。）

【旅行形態に応じて必要な書類】

- 受注型企画旅行：行程表・日程表など行程の分かる書類（確定書面）
- 募集型企画旅行：募集パンフレットなど行程の分かる書類

V 支援金請求書類の提出方法と提出先

【支援金請求書類の提出方法】

- ・必要書類を下記宛先まで**原則メール**にてお送り下さい。
また、書類はPDFに変換してお送りください。
※利用実績報告書（様式8）についてはエクセルデータで提出
※郵送の場合はレターパック等、発送記録が確認できるものでお送りください
（送付にかかる費用は各旅行事業者にてご負担ください）
- ・送付された書面に不備があった場合はご連絡致します。
不備書類提出のタイミング次第では、精算スケジュール通りのお振込みが難しい場合がございますのでご了承ください。
- ・精算の最終受付は**2024年7月26日（金）**到着分までとします。
以降のご請求はお受けできませんので、ご注意ください。

【支援金請求書類の提出先】

（一社）臼杵市観光協会

電話番号：0972-64-7130（平日9～17時受付※土日祝日及び年末年始休業）

FAX番号：0972-64-7117

メールアドレス：info@usuki-kanko.com

住所：〒875-0041 臼杵市大字臼杵100-2